

(別紙1) 経費標準単価・対象経費の概要 (1/2 ページ)

【支出科目】

科目	内容	留意事項
賃金 (上限額)	①臨時雇用職員 (月 21 日以内) 1 日 6,450 円 通勤手当 1 月 12,000 円 ②日々雇用職員 (月 16 日以内) 1 日 5,900 円 通勤手当 1 日 300 円	○申請団体及び申請者が所属する団体(以下「自団体」)の役員に対する賃金、正規雇用し給与を支給している職員、通常業務と区分ができないアルバイトに対する賃金は 対象外 ○時間外や早朝深夜等の業務手当は 対象外 ○通勤手当は最も経済的かつ合理的な経路での実費相当額とし別に交通費の支給がある場合は 対象外
共済費	○上記賃金対象者の社会保険料	○臨時雇用職員、日々雇用職員のみ対象
謝金 (上限額)	①大学教授級 1 時間当たり 5,900 円 ②大学准教授級 1 時間当たり 5,200 円 ③高等学校以下教員級 1 時間当たり 3,100 円	○謝金総額は助成金総額の <u>5 分の 1 以内</u> ○左記に該当しない場合はこれに準じて定めること ○自団体の役職員については、無給の役員、雇用契約の無い職員、ボランティアに対する場合のみ対象
旅費 交通費	○会議等への出席にかかる旅費 (宿泊費含む) ○講師等の招聘にかかる交通費	○最も経済的かつ合理的な経路での実費相当額とすること ○宿泊費は往復交通費を上回る場合は 対象外 ○券売機やバス等領収書が発行されない場合、自団体の旅費規程に基づき領収書(日時、区間、受取者印必須)を作成し保管すること
会場借料	○事業実施に必要な会場等の借料	○自団体または自団体の役職員が所有している会場は 対象外 ○事務所の家賃・賃貸料は 対象外
消耗品費	○10 万円未満または耐用年数が事業実施期間より短いもの(筆記具、コピー用紙など)	○飲食店での食事代は 対象外 ○食糧(飲料含む)は原則 対象外 ○タバコなどの嗜好品は 対象外
備品費	○10 万円以上かつ事業終了後も利用可能なもの(パソコン、テーブルなど)	○備品は原則リースとすること ○車輛は 対象外 ○特別な理由により購入の必要があるときは、購入理由書を提出し承認された場合のみ購入可 ○事業期間内の処分(売却、譲渡含む)は禁止
印刷製本費	○コピー代や誌面の発行費用など	○誌面を発行した場合は報告時に提出すること
通信運搬費	○事業実施上必要な電話代(電話相談事業等)や郵送代・運搬費など(イベント案内の送付等)	○事務所の維持管理的な電話代やインターネット利用料、切手代等の通信運搬費は 対象外 ○切手を購入する場合は発送簿を作成すること
広告宣伝費	○事業実施にかかる広告や宣伝物の作成	○自団体の発行する誌面やホームページ等を利用する場合は 対象外
保険料	○イベント等の事業実施にかかる賠償責任保険や傷害保険	○イベント等を実施する際には、ケガや損害に備え、ボランティア保険等に加入すること
委託料	○業務の一部を外部委託する費用	○委託料総額は助成金総額の <u>3 分の 1 以内</u>
管理費	○大学等での資金管理の費用	○大学等で管理費が規定されている場合は対象
雑費	○上記に該当しない少額の経費	○精算時には雑費の内容を明らかにすること ○金融機関等の手数料は対象 ○学会等の年会費や会費は 対象外

(別紙1) 経費標準単価・対象経費の概要 (2/2 ページ)

【収入科目】

科目	内容	留意事項
助成金	○本助成金	
参加費	○イベント等による参加費	○参加費の単価、人数を明記すること
事業収益	○制作物販売等による売り上げ	○助成事業が「商品の販売」である場合には販売による収入を計上すること
他団体助成金 研究費 受託料(委託料)	○本会以外からの助成金や大学等からの研究費など ○外部からの事業受託による収入	○資金源団体名(助成元、研究費支払者、委託者)を記載すること ○受託料は申請の事業に関わる範囲内のみ対象
預金利息	○助成金管理口座での預金利息	○必ず収入に計上すること(申請時は不要)
自己資金		○自己資金がある場合には計上すること ○自己資金は助成金の不足分のみでも可

【注意事項】

※各費用には領収書の写し等の証拠書類を必ず添付してください。(助成金申請時は不要)

※領収書は原則、第三者が発行するもので代金の受取人や支払者等について住所、氏名が記載されているものを対象とします。ただし、謝金や旅費等の自団体にて発行せざるを得ない費用については、適正な手続きにより発行したものののみ対象とします。

※購入や賃貸等の契約は、契約相手が自団体の役職員の場合は利益相反行為となるため対象外とします。なお、業者の選定は社会的に誤解の持たれることのないよう必ず価格比較を行ってください。

※原則、この経費標準単価・対象経費の概要に記載のある費用のみを対象経費とします。判断に迷う場合は必ず本会事務局へ事前にご相談ください。ただし、上記で対象外となっている経費であっても事業内容により対象経費と認める場合、または上記で対象となっている経費であっても事業内容により対象外経費とする場合があります。

※対象外経費、または不適切な経費と判断された場合はその費用分を返還していただく場合があります。

※経常的経費は科目を問わず全て対象外です。